

吉備高原都市スーパーシティ構想（事業企画支援）プロポーザル実施要領

令和2年12月10日

吉備中央町長 山本 雅則

吉備高原都市スーパーシティ構想を策定するため、事業企画支援を実施していただける連携企業を募集します。

記

1 目的

吉備中央町では、未来社会を実現するため「吉備高原都市スーパーシティ構想」を策定中です。また、国が進めるスーパーシティ構想でのアイデアを行っており、住民がワクワクしながら生活できる環境を提供するため、多様な先端的サービスを展開する内容としています。

今回、本町でのスーパーシティ構想の実現のため、町とともに事業企画支援を、実施していただける企業を公募いたします。

今回の公募によって「吉備高原都市スーパーシティ構想」案を策定し、住民説明会をはじめ各関係機関との協議・報告を行い、スーパーシティの特区認定に向けた申請を行う予定です。

2 公募内容

(1) 住民がワクワクしながら生活できる環境を提供する未来型シティの創出

本町の玄関口であり、町の大きな拠点として位置づけている吉備高原都市において、未来型シティによるまちづくりを進めていきたいと考えております。

現在、町の地域課題として、立地は良いが宣伝不足、吉備高原都市の開発の中断、少子高齢化が加速、日常の買い物や公共交通が不便、児童数の減少による複式学級化、医療機関が不足、町外からの関係人口が少ないなど様々な課題を抱えています。

こうした課題を克服し、未来型シティのまちづくりを行うために、「高齢者と若者が共存できる便利で快適なまち」「先端的技術を活用した未来都市」「未来都市をPRして首都圏からの移住者を増やす」といった取り組みを行っていきます。

約半世紀前に構想された未来都市「吉備高原都市」を、是非とも「関係人口を増やし全国から人が集うまち」となるよう、スーパーシティ構想の実現により目指していくものです。

(2) 吉備中央町が目指すスーパーシティ構想の条件

- ① 国が示す移動、物流、医療、教育、環境、エネルギー、防災などの分野からから5領域を選定し、取組を行う先端的サービスの提案

- ② 複数分野間でのデータ連携の提案
- ③ 大胆な規制改革を伴う提案
- ④ 2030年に実現される未来社会を先行実現する内容を提案
- ⑤ 住民主体で住みやすい未来社会を実現する提案

(3) その他

本町が目指すのは、生活全般の暮らしに実装し、住民目線で未来社会をつくるブラウンフィールド型です。

住民参画による事業の提案及び町総合戦略に即した継続的な支援が可能である提案を募集します。

3 応募について

(1) 提出期限 令和2年12月24日(木)

(2) 提出先及び方法

吉備中央町企画課

電話：0866-54-1314

Email：kikaku@town.kibichuo.lg.jp

(3) 提案内容

- ① タイトル：吉備高原都市スーパーシティ構想（事業企画支援）
- ② 提案者：事業者の住所、代表者、担当者、連絡先（電話番号、Email等）
- ③ 事業企画支援における計画書（本町の現状認識、支援内容、セールスポイント（メリット、強み）、推進体制と事業展開、スケジュールなど）
計画書の様式は任意で構いません。
- ④ 公募申請に向けた申請だけでなく、将来展開を見据えた提案
- ⑤ 事業企画支援にかかる費用

(4) 事業者の選定について

- ① 事業者の選定は、吉備高原都市スーパーシティ構想（事業計画支援）業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において候補者を選定します。
- ② 選定した候補者は優先候補者として、12月定例会において予算議決後、委託契約を締結し、内閣府における区域認定の公募申請に向け、町及び吉備高原都市スーパーシティ推進協議会とともに事業企画支援を行っていただきます。

(5) 提案に当たっての留意事項について

- ① 提出いただきました資料の返却はいたしません。また、提供者に無断で第三者へは提供いたしません。
- ② 事業企画支援計画書の作成等に要する費用は、全て提出者の負担とします。
- ③ 内容により、個別に意見聴取を行う場合があります。

4 審査について

(1) 審査委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業候補者を選定するため、審査委員会を設置します。審査委員会において事業企画支援計画書の審査及び評価を実施し、適した候補者を選定するものとします。

(2) 審査方法

審査は、受理した提出書類に基づいて行います。なお、必要に応じ、ヒアリングを行う場合があるため、別途資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとします。

事業企画支援計画書を特定する評価基準（150点満点）

【事業提案書全般】（50点）

- ① 事業目的を的確に把握しているか 《重点項目》
- ② 現状の課題及び対象地域について、具体的かつ適切に理解しているか
- ③ 現状を踏まえた対応方針について、具体的かつ適切に示されているか
- ④ 要請する内容を満たしているか（内容の欠落等）
- ⑤ 要請する内容 について、偏りはないか

【提案・アイデア】（50点）

- ① 地域の実情を踏まえた内容か
- ② 提案・アイデアに具体性があるか 《重点項目》
- ③ 提案・アイデアの実現の可能性はどうか 《重点項目》
- ④ 提案・アイデアに創造性があるか

【実施】（50点）

- ① 事業を安定的に遂行する体制を有しているか 《重点項目》
- ② 事業実施は可能なものか
- ③ 事業成果について、具体的かつ適正に示されているか
- ④ 予算の妥当性 《重点項目》

特定方法は以下のとおりとします。

- ① 各評価者が、評価基準各項目について5段階の評価を付す。
- ② 各評価者の評価点の合計点が最も高い事業者を候補者として選定する。

5 スケジュールについて

- ① 提案書の受付 令和2年12月10日（木）～令和2年12月24日（木）
- ② 候補者決定 令和3年1月上旬